

(二) これに対し、大達産業らは、本件係争地は本件土地であると主張し、その主たる根拠を青森地方法務局大間出張所備付けの公図（甲二。これが甲一三から続くとされる。）及びこれと同一内容の佐井村役場備付けの図面（甲三。これが甲一七から続くとされる。）に求めている。

しかしながら、いわゆる公図（旧土地台帳附属地図）は、地租徴収のための基礎資料とする目的で、土地の区画及び地番を明らかにするために作成されたものであつて、その性質上現地復元性に乏しいものである。その上、右主張に係る図面は、明治二三年六月調製で「二類地ハ見取トス」と記載されている（右公図にこの記載はないが、両図面は同一の機会に、同一の資料に基づき作成されたことは明らかである。以下、一括して「本件公図」という。）ところ、

このように山林、原野等のかつて二類地とされたものに関

同一の場合に、同一の資料によつて、同一の図面を作成したものである。以下、一括して「本件公図」という。〕ところ、

このように山林、原野等のかつて二類地とされたものに関する公図は、地形の複雑さと測量の困難から実測に基づいて作成されたものではなく、山林等の大体の形状、区画を単なる見取りとしてごく大まかに図示したものにすぎないから、そもそもその正確性には多大の疑問があり、これを現地に復元することは到底できないものといわざるを得ない。

大達産業らは、現地における牛滝川河口から石山沢までの方位、距離と、本件公図に記載された牛滝川河口から一三〇番土地の東側の沢までの方位、距離がほとんど一致しているとして、右沢が石山沢であり、本件係争地は一三〇番土地の一部の本件土地であると主張するが、証拠（甲二、三、五の一・二、七九、乙五三、五四の二・三）及び弁論